



不法就労・不法滞在防止のためのご理解とご協力をお願いします

令和3年中の外国人入国者数は、長引く新型コロナウイルス感染症対策の影響等により約35万人と大幅な減少となりました。

しかし、外国人による不法滞在、不法就労、入管法違反等の事件は、依然として発生しており、正規の在留資格や就労資格を装うため、偽造在留カード等を行使するなど、その手法も悪質巧妙化しています。

そのような現状を踏まえ、福岡県警察では、

- 不法就労・不法滞在事犯等の取締り
- 外国人雇用企業・団体、外国人留学生等に対する不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動

等の不法就労・不法滞在防止のための諸対策を推進しています。

これらの対策への正しいご理解とご協力をお願いします。



国際的組織犯罪



人身売買

外国人を雇用する時は身分を確認しましょう

外国人を雇用する際は、必ず、在留カード・パスポート・就労資格証明書資格外活動許可書等の実物で、「在留資格」や「在留期間」、「アルバイトをしてもよい許可を得ているかどうか」を確認してください。

働くことが認められていない外国人を雇用した場合やその雇用を斡旋した場合、処罰の対象となることがあります。（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金）

また、同処罰には、過失犯の規定が設けられています。

- ※ 資格外活動許可を取得した留学生の稼働時間は、週28時間以内が原則です。
- ※ 留学生の風俗関係業種でのアルバイトは、一切禁じられています。
- ※ 「留学」の在留資格をもっている場合でも学校を除籍になっている場合は、資格外活動は認められず、不法就労となります。

身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします

一部の不良外国人と日本人が結託した

- 就労資格のない外国人を不法就労させ又は不法就労を斡旋する不法就労助長
- 日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との結婚を装って在留資格を取得する偽装結婚
- 海外輸出を目的とした自動車盗

などの犯罪が発生しています。

皆さんの身近で、このような犯罪に関する情報があれば、最寄りの警察署又は交番へ情報をお寄せください。



自動車盗(違法ヤードでの解体等)

怪しい人・物を見かけたら
110番または**福岡空港警察署 (092-621-0110)**へ
通報のご協力をお願いします。

【今からできる防犯対策】

ダウンロードはこちら ↑↑